

交野市火災予防条例改正

林野火災注意報・警報が

令和8年1月1日から

施行されます

林野火災注意報・警報とは？

雨の降らない日が続く、かつ、乾燥注意報が発出されるなどの条件で発令されます

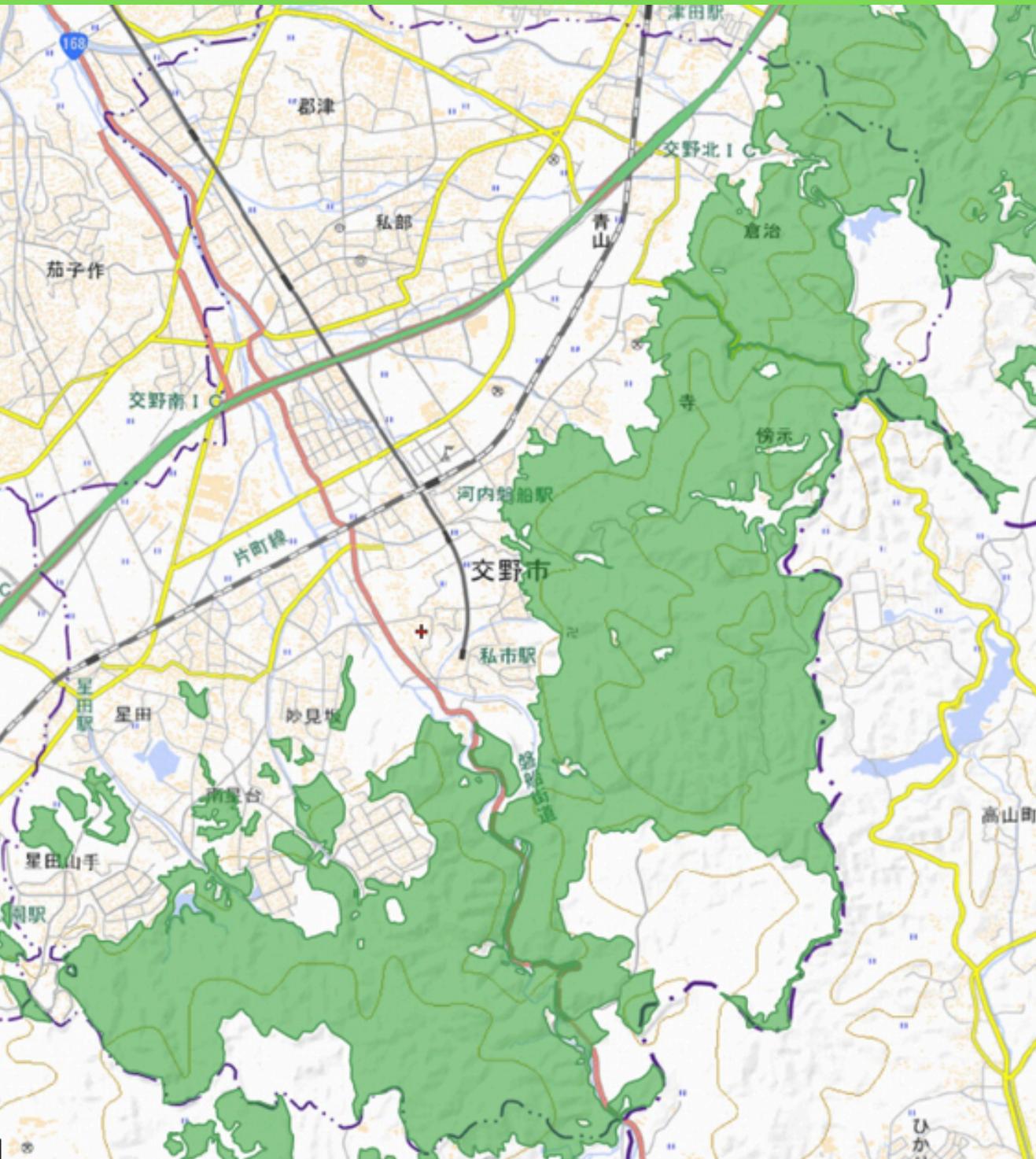
注意報・警報が発令されると、たき火をしない
たばこを吸わないなどの「**努力義務**」「**制限**」が
かかります。

対象となる区域については裏面をご確認ください。

※ 注意報発令で「努力義務」、警報発令で「制限」がかかります。



対象区域は、緑色箇所及び傍示地区です



「努力義務」 「制限」の かかる行為

- ・ 林野に火入れをしない
- ・ 煙火消費をしない
- ・ 火遊び、たき火をしない
- ・ 危険物付近の屋外で喫煙しない
- ・ 発令区域の屋外で喫煙しない
- ・ 残火を処理しましょう

対象区域の詳細は、「大阪府地図情報システム」から交野市を検索し、「地域森林計画対象民有林」を選択してください



発令時の注意喚起

発令状況については、消防本部ホームページでお知らせします。
警報発令時には、消防車両で巡回パトロールによる呼びかけを実施します。

問い合わせ先

交野市消防本部 予防課 ☎072-892-0012
警防課 ☎072-892-0013

ホームページは
こちら

